

「特定商取引法の一部改正について」

～新しい取引類型として「訪問購入」が規制されることになりました～

◆昨今、自宅に押しかけた事業者に貴金属等を強引に買取られるといった被害が増えていることを受け、新たに「訪問購入」の規制を盛り込む「特定商取引に関する法律」(平成24年法律第59号)が平成24年8月22日公布、平成25年2月21日に施行されました。

◆改正により「訪問購入」によって取引される原則全ての物品が規制対象となります。

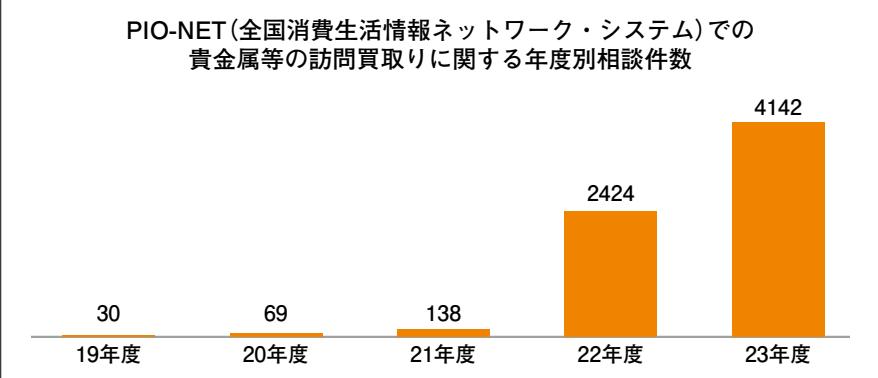
※ただし、自動車や家具等、一部物品や取引様様は規制の対象外となりますので、御注意ください。

改正により「訪問購入」によって取引される原則全ての物品が規制対象となります。

一昨年度から今年度にかけて、貴金属を中心に、訪問購入に関する相談件数が激増しています。

●トラブルの現状

取引を公正なものとして、物品を売り渡す消費者が受けることによる被害の防止を図ること等を目的として導入されました。



*PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）
国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム

①訪問購入業者に対する不当な勧説行為の規制

訪問購入を行う際、事業者名・

勧誘目的等の明示義務、不招請勧説の禁止（※）、再勧説の禁止などの規制がかかります。

※いわゆる飛び込み勧説の場合だけでなく、消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合も、査定を超えた勧説行為は禁止となります。

②書面の交付義務

買取価格等の必要事項を記載した書面を消費者に交付する義務があります。

③訪問購入に係る売主（消費者）によるクーリング・オフ

消費者は②の書面が交付された日から8日以内であれば無条件で契約の解除ができるほか、物品の引き渡しを拒むことができます。

相談者の属性としては、女性（86%）や高齢者（60代以上、62%）が多いという状況です（数字は平成22年度のもの。「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間取りまとめ」より。）。

④ 第三者への物品の引渡しに関する売主への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ物品を引き渡した場合は、元の持主である消費者に対して、その旨及び第三者への引渡しに関する情報を通知する義務があります。

⑤ 物品を引き渡す際の第三者への通知

クーリング・オフ期間中に第三者へ引き渡す場合には、第三者に対してクーリング・オフの対象物品であること等を通知する義務があります。

【着物の購入のはずが、貴金属の購入も執拗に要求してきた業者】

＜トラブルの主な事例＞

- ・違反業者に対しては、業務停止等を命令。
- ・悪質な違法行為は、懲役や罰金の対象になります。

(祝祭日・年末年始を除く)

【相談窓口】
沖縄総合事務局経済産業部
商務通商課消費者相談室
電話：098-862-4373
受付時間：平日 10:00～16:00
13:00～16:00

一人暮らしの母宅へ突然不要な着物を買い取ると電話があり、処分してもよい着物があったので来訪を承諾した。当日、若い男性が来て着物の購入価格は300円と言われ、あまりにも安かつたが不要だったので了解した。すると業者が、ついでに貴金属の鑑定をしてあげると言い、母がつけていた祖母の形見の指輪をいきなり外しにかかった。突然のことに驚いて必死で断つたが、他の物も見せるよう執拗に言われ、怖くて手持ちのネックレス、指輪、ブレスレットを見せた。業者は一方的に3点全てを1,700円で買い取ると言い、代金と領収書を渡した。他に古銭や切手はないかとなおもしつこく求めてきた。宝石3点はそれぞれ10万円以上もしたものなので納得できなかつたが、怖くて断れなかつた。

典型的な取引の流れのイメージ(勧誘からクーリング・オフ期間中まで)

